

令和5年6月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

1 開催日時

令和5年6月23日（金）午後1時30分

2 場 所

福岡家庭裁判所1201号会議室

3 出席委員

相原わかば委員、岩木宰委員、岩田光生委員、大泉一夫委員、小田島靖人委員、杉村二委員、高見真智子委員、知名健太郎定信委員、中村秀郷委員、布村希志子委員、原口智吉委員、淵ノ上将孝委員、船津邦比古委員（五十音順）

4 事務担当者

及川裕康首席家庭裁判所調査官、益田浄子総括主任家庭裁判所調査官、堀士郎家事首席書記官、宮ノ原和弘家事次席書記官、木下美保子主任書記官、古賀昌美主任書記官、大石哲也主任書記官、有馬一博少年首席書記官、東孝賢事務局長、甲斐圭司郎事務局次長、安藤貴総務課長、若松毅樹会計課長

5 テーマ

「成年後見制度の利用促進について」

6 議事概要

- (1) 開会
- (2) 岩木委員長挨拶
- (3) 新任委員自己紹介
- (4) 成年後見制度等に関する概要説明
- (5) 意見交換
- (6) 次回テーマ

「改正少年法について（仮）」

(7) 次回期日

令和5年12月12日（火）午後1時30分

7 意見交換結果（要旨）

（以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略称する。）

- 認知症の高齢者の方が令和5年で約600万人、他方で後見制度の利用者が23万人ということで、非常に低迷していると思うが、第二期成年後見制度利用促進基本計画のうち利用促進に向けて特に有益と思われる施策があれば教えていただきたい。
- ◇ 有益な施策ということではないかもしれないが、第一期計画からの見直しの一つとして、第二期計画では、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援などの後見以外の制度を充実させ、後見への移行をスムーズにしていくことがうたわれている。この点については行政も意識的に取り組んでいるのではないかと感じている。
- 福岡県内の地方自治体が成年後見制度や日常生活自立支援事業についてどれくらい広報しているか、裁判所が把握している限りで構わないので教えていただきたい。
- ◇ 正確な数値は把握していないが、各自治体とも制度自体の説明は行っていたらいいものだと承知している。県内の半数近くの自治体が中核機関を設置しており、中核機関が設置されているところでは後見制度に関する相談も受け付けているので、自治体では後見制度の説明も進んでいると感じている。
- 今後、裁判所が具体的にどういった形で一般市民に広報していくのか、裁判所の考えを伺いたい。
- ◇ 裁判所では年に1回、制度説明会という形で広報活動を行っているが、今後は、それ以外にも自治体から要請があれば、積極的に足を運ん

で説明したいと考えている。

- ◎ 福岡家裁独自の広報活動はマンパワーの問題もあって難しい面もあるが、最高裁が主導する広報活動の中で成年後見制度が取り上げられることもあり、それに連動する形で福岡家裁としての企画を検討することはこれまでも行ってきたところである。また、最近では広報活動の一環として、ウェブサイトの充実にも力を入れているところである。
- 福岡県下でこれまでどれくらいの数の市民後見人が選任されているか、また、今後の見通しを教えてください。
- ◇ 福岡家裁では、昨年11月に本庁で2件分、それ以前に小倉支部で2件分の合計4件分で市民後見人が選任されている。
- ◎ 全国的には進んでいるところもあるが、行政の方でも、まだ市民後見人の養成が始まったばかりであり、スタートしていないところの方が多いと聞いている。
- 法人後見はどれくらいあるのか。また、法人が営業としてチラシ等を配布することについて規制はあるか。
- ◇ 福岡家裁本庁では係属中の約4500件のうち、法人後見は527件である。
- ◇ 法人の依頼で裁判所にチラシを置くとなると公平性等の観点から検討が必要になるが、法人が独自にチラシを作成配布することについては、裁判所から規制するのは難しいと思われる。
- 厚生労働省作成の資料に、親族20%、親族以外80%とあるが、これは選任された後見人の比率ということか。また、親族が申し立てたケースで親族が選任されないケースはどれくらいの比率か教えてください。
- ◇ 配偶者、親・子、兄弟姉妹及びその他の親族が成年後見人に選任されるケースは、全国統計で、令和4年度は19.1%、令和3年度は19.

8%と全体の2割程度であり、8割程度は親族以外の専門職が選任されている。

◇ 親族間に争いがある場合は、公平の観点から、親族ではなく第三者である専門職を後見人に選任するケースが多く、統計をとっているものではないが、こうしたケースは全体の1割程度という印象である。

○ 認知症高齢者600万人に対して、後見制度の利用者が23万人ということであり、23万人の内訳は認知症の方がメインだと思われるが、認知症以外の利用者がどれくらいいるのかが気になっている。例えば、8050問題である。80代の親、これは父親が先に亡くなり母親のケースが多いようだが、その親と40代、50代の子ども、これは偶然かもしれないが男性の方が多い。8050問題を抱える家庭で母親が亡くなったときに、50代の子どもがどうなるかを考えるとハラハラする。こうした方の中には親が亡くなったら社会的な生活能力はほとんどないと思われる方がおられるが、そういう方々に任意後見という話をして、おそらくいないという反応になると思われる。認知症の方は、法定後見制度があるので、どこかの段階では制度を受けられることになろうが、8050問題の対象となるような、何とも病名の付かない方々で社会的な生活能力がかなり劣っている方々は今後どうなるのか、人数的には全体の内の小さな問題だと思うが、御経験や御意見があれば伺いたい。

◎ 福祉行政や医療行政の中で問題となっていることは、抽象的には承知しているが、裁判所は申立てがあってから関与するので、知見が少ない。他の委員から御意見等があれば伺いたい。

○ 成年後見制度は法的な行為をする上で判断能力があるかどうかという観点で判断されるため、先ほど出された事例について、50代の子どもに生活能力や社会的な適応能力がないとしても、判断能力があっ

て、精神障害等もないのであれば、成年後見の対象とならないので、拾い上げようがないのではないかと思われる。

○ 先ほどの事例については、例えば、ゴミ屋敷のようになっているという近隣住民の相談を地域包括支援センターが受け付け、リーガルサポートに相談が回ってくるというケースが多いように感じている。8050問題の対象となる御家庭は、家庭内だけで対応してきたこともあって介入することが難しく、問題も複合化していて対応困難なケースが多い。地域包括支援センターの方々とリーガルサポート、介護事業者の方々とで粘り強く入り込んでいく必要があり、例えば、まずは母親から介入し、母親の後見人等に就任していく中で、息子とも関係を築いた上、息子の支援に繋げていき、息子が後見を利用するケースもあるが、別のサービスに繋げて支援を行っていくということは事例としてよくある。行政は、こういった複合化の問題が増えているという認識があり、リーガルサポートでもこうした事例が増えているという印象である。

○ 8050問題は社会福祉の事例検討でよく使用する事例である。引きこもっている方の事例も含めて、社協や地域の福祉機関、行政も関わった上で、関係性を築いて、支援を受け入れてもらう形で何とか上手くいった事例はあるが、そう上手くいかない事例も多いと聞いている。認知症以外の、例えば精神障害や知的障害のある方々がどのように権利擁護されているのかは、私も気になっている。

○ 精神障害の方々、典型的なものとして、昔は精神分裂病と呼ばれていた統合失調症の方々は、30年前は長期入院して、そのまま亡くなる例が多かったので、成年後見制度の対象となるという発想がなかったのではないかと思う。治療や薬が進んで退院できるようになり、グループホーム等に入るようになってきたことで、生活能力はないけ

れどもお金があれば使うといったことがあり、成年後見等の制度を利用してサポートや助言をしなければならないということが段々見えてきたという感じを受けている。認知症や知的障害だけでなく、こうした方々も成年後見制度利用者の幾分かを確実に占めてくることになると思われる。

- ◎ 真に必要としている方々に対する効果的な働きかけの工夫は、本日、先生方に御意見を伺いたいと思っていたことの一つである。先ほどから議論に出ている認知症以外の方々も含めて、時、場所、対象者、手段を問わず、何か効果的なアイデアがあれば伺いたい。
- 弁護士業務で相談の対応をしているときに、後見や補佐が必要と感ずることがあるが、そのときのハードルの一つは医師の診断書である。後見のための診断書は20万円くらいかかると思うが、その費用を出すことが難しい場合があるので、補助費等の公的なサポートがあると良いのではないか。また、先ほどの話に関連するが、高齢者の方又は知的障害の方で判断能力が劣っている方が、障害年金をあてにしている様な方に依存しているケースに出会うことがある。配偶者や交際相手からDVや暴力を受けていて、はたから見るとその方にとって正しい判断がとられているのか疑問に思う場合でも、本人には自己決定権があるので悩ましいことがあり、こういうケースの場合、本人に病識がないこともハードルの一つと感ずる。本人に病識や困り感がなければ受診に至らず、後見や補佐等のサポートに繋がられない。本人が医療機関を受診しないことには先に進められないことも、真に必要な人に制度を利用してもらう際のハードルの一つだと思う。
- 成年後見制度はハードルが高いと思うので、まずは日常生活自立支援事業の方から入り、それでも難しい場合に成年後見を利用するといった具合に抱き合わせで考えていくのが良いのではないか。

- 弁護士業務として遺産分割の交渉を行っている際に、相手方の周囲の方が積極的に動いてきて、相手方の身ぐるみが剥がされるのではないかと心配になることがあった。こちらも親族なので、遺産分割した後、相手方にも幸せに暮らしてほしいと思って成年後見等の申立てを検討するが、申立てという意図が加わると、何か悪いことを企てているのではないかと勘繰られ、かえって反発や争いの火種になることがある。成年被後見人になることは本人にとってもショックなことであるのに加えて、親族の誰かが申立てをしなければならぬとなると、それに対する反発で争いが大きくなることもあるので、もし、本人が成年後見人をつける必要があると理解したら、後は第三者的なところが動く仕組みがあれば良いのではないかと。親族の誰かが申し立てるということ自体が争いを生んでいるという印象を持っている。
- 刑事事件として成年後見人の業務上横領が裁判所から告発されることがあるが、金銭管理のチェックに不十分なところがあるのではないかと思うことがある。何かおかしいぞという兆候が見られた後もそのまましばらく様子を見ようという形になって、告発に至るまでに一、二年くらいかかり、その間にもお金が抜かれている例もある。金銭管理のチェックを厳しくすることも必要だが、契約等の必要があつて成年後見の手続をした後、一旦後見を終了するといった短期間の、又は任意に終期を選択できるような制度があれば良いのではないかと思う。
- ◎ 後段の部分は制度論であろうが、前段の部分は裁判所や後見監督人の監督の在り方に関する御示唆だと思う。我々も様々なケースを経験しながらノウハウを積み重ねているところではあるが、不正を完全に防ぐことができていないという点は確かにそのとおりであるので、これからも適切な監督に尽力していきたい。
- 弁護士業務の中で不動産の仲介業者から成年後見について聞かれる

ことも多い。例えば、空地を買い取りたいと思って所有者を探して会いに行ったが、どうにも怪しいので、その人と契約して大丈夫かといった相談が結構ある。成年後見制度自体や、制度を親族にどう説明したら良いかが分からず、結局買い取りを断念する例も多いと聞いている。第二期計画の中では、目的を達したら後見を終了するといった制度の見直しも検討されているようだが、見直しが実現し、制度が使いやすくなれば、不動産業者にも広報すると利用促進に繋がるのではないか。

- 成年後見制度については今回初めて勉強させていただき、いろいろと考えさせられた。地域の方に制度を理解していただくことや制度に関与するような地域の方を見つけることも重要だと思う。そのように考えると、自治会等の立ち位置におられる方々に、地域の中で特に高齢の方や知的障害をお持ちの方々の存在とあわせて、成年後見制度等の制度を把握していただくことが重要だと感じた。また、要支援から要介護に支援をアップデートする際にはケアマネージャー等の関係者の間で会議が行われると思うが、そのような会議の中で後見人が必要かどうかを話し合うスキームがあれば、制度の利用も広がるのではないかと思う。

- ◎ 本日いただいた御意見を参考にして、今後も成年後見制度の利用促進に取り組んで参りたいと思います。長時間にわたり御協議いただきありがとうございました。

以 上